

平成 28 年 4 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 4月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 32 号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第 33 号	八戸市文化財審議委員の委嘱について	3
議案第 34 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 35 号	八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定 について	13
議案第 36 号	通学区域の一部変更について	17

議案第32号

八戸市社会教育委員の委嘱について  
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成28年4月27日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭 文武

理 由

八戸市社会教育委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

社会教育法第15条第2項による委員

(学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者)

氏名	所属・職業等
木村 喜久子 きむら きくこ	八戸市私立幼稚園協会 副会長
嶋脇 郁夫 しまわき いくお	八戸市小学校長会 会長
四戸 康雄 しのへ やすお	八戸市中学校長会 会長
石橋 伸之 いしばし のぶゆき	八戸市連合父母と教師の会 副会長
木村 憲興 きむら のりおき	八戸市文化協会 事務局次長
庭 勝也 にわ かつや	社団法人八戸青年会議所 理事長
森下 秋晴 もりした しゅうせい	八戸市少年団体活動振興協議会 監事
小杉 雅永 こすぎ まさひさ	八戸市子ども会育成連合会 事務局長
奥田 マサ子 おくた まさこ	八戸市地区公民館館長会
平間 恵美 ひらま えみ	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット代表理事
田頭 順子 でんどう じゅんこ	保育園長
川村 暁子 かわむら あきこ	八戸市手をつなぐ育成会 会長
岩崎 光宏 いわさき みつひろ	八戸市青葉湖展望交流施設 山の楽校 楽校長
晴山 史郎 はれやま しろう	公 募
中村 郁子 なかむら いくこ	公 募

任期は、平成28年5月1日から平成30年4月30日までとする。

議案第33号

八戸市文化財審議委員の委嘱について  
八戸市文化財審議委員に別紙の者を委嘱する。

平成28年4月27日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭 文武

理 由

八戸市文化財審議委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	専門分野
うえだ さんぞう 上田 三蔵	民 俗
たかはし あきら 高橋 晃	植 物
かすが のりお 春日 孝臣	民 俗
みうら ただし 三浦 忠司	近 世
すぎやま たけし 杉山 武	考 古
さいとう まさと 斎藤 政人	建 築
くまがい りゅうじ 熊谷 隆次	近 世
たきじり よしひで 滝尻 善英	民 俗

任期は、平成28年5月1日から平成30年4月30日までとする。

議案第34号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成28年4月27日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額及び補償基礎額並びに傷病補償年金及び休業補償と他の法令による給付との調整率を引き上げるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「104,570円」を「104,950円」に改め、同項第2号中「56,790円」を「57,030円」に改め、同項第3号中「52,290円」を「52,480円」に改め、同項第4号中「28,400円」を「28,520円」に改める。

附則第3条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第3項の表障害厚生年金等の項中「0.86」を「0.88」に改める。

「

別表中	6,003円	7,775円	9,450円	10,703円	11,573円	12,318円	を
	5,068円	6,050円	6,783円	7,950円	8,850円	9,313円	」

「

	6,083円	7,845円	9,490円	10,743円	11,608円	12,350円	に改める。
	5,133円	6,110円	6,815円	7,980円	8,878円	9,340円	

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第3条第1項の表及び同条第3項の表の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき理由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金で同日前の期間について支給すべきもの及び同日前に支給すべき理由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日



以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p><b>第7条の2 (略)</b></p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>104,950円</u>を超えるときは、<u>104,950円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>57,030円</u>以下である場合に限る。） <u>57,030円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>52,480円</u>を超えるときは、<u>52,480円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>28,520円</u>以下であるときに限る。） <u>28,520円</u></p>	<p>(介護補償)</p> <p><b>第7条の2 (略)</b></p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>104,570円</u>を超えるときは、<u>104,570円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>56,790円</u>以下である場合に限る。） <u>56,790円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>52,290円</u>を超えるときは、<u>52,290円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>28,400円</u>以下であるときに限る。） <u>28,400円</u></p>

改正後			改正前		
<p align="center"><b>附 則</b></p> <p align="center">(他の法律による給付との調整)</p> <p><b>第3条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の理由となった障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第16条の2を除く。）による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の理由となった障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それらの合計額）を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p align="center"><b>附 則</b></p> <p align="center">(他の法律による給付との調整)</p> <p><b>第3条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の理由となった障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第16条の2を除く。）による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の理由となった障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それらの合計額）を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）	0.88	傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）	0.86
	国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林	0.88		国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林	0.88

改正後		改正前	
	漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の理由と同一の理由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）		漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の理由と同一の理由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）
	昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年金	0.75	昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年金
	昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金	0.75	昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金
	旧国民年金法による障害年金	0.89	旧国民年金法による障害年金
(略)		(略)	
2 (略)		2 (略)	
3 休業補償の金額は、同一の理由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の金額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た金額（その金額がこの条例の規定による休業補償の金額から同一の理由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それらの合計額）を365で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額）とする。		3 休業補償の金額は、同一の理由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の金額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た金額（その金額がこの条例の規定による休業補償の金額から同一の理由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それらの合計額）を365で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額）とする。	
障害厚生年金等	0.88	障害厚生年金等	0.86
(略)		(略)	
4 (略)		4 (略)	

改正後							改正前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
補償基礎額表							補償基礎額表						
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,083円	7,845円	9,490円	10,743円	11,608円	12,350円	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,003円	7,775円	9,450円	10,703円	11,573円	12,318円
学校薬剤師の補償基礎額	5,133円	6,110円	6,815円	7,980円	8,878円	9,340円	学校薬剤師の補償基礎額	5,068円	6,050円	6,783円	7,950円	8,850円	9,313円
備考							備考						
1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。							1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。						
2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。							2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。						
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年							(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年						
(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年							(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年						
(3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年							(3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年						

改正後	改正前
<p>(4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年</p> <p>(5) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年</p> <p>3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が5年のものを卒業した者 2年</p> <p>(2) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が4年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあつては、3年、薬剤師にあつては、1年</p> <p>(3) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者 歯科医師にあつては、4年、薬剤師にあつては 2年</p> <p>4 前2号に該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより、前2号に準じて医師等としての経験年数を加減するものとする。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</p>	<p>(4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年</p> <p>(5) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年</p> <p>3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が5年のものを卒業した者 2年</p> <p>(2) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が4年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあつては、3年、薬剤師にあつては、1年</p> <p>(3) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者 歯科医師にあつては、4年、薬剤師にあつては 2年</p> <p>4 前2号に該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより、前2号に準じて医師等としての経験年数を加減するものとする。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</p>

議案第35号

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成28年 4 月27日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大 庭 文 武

理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整理をするためのものである。

## 八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「営利企業等に従事する」を「営利企業への従事等をする」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(教育に関する兼職等)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項に定める<u>営利企業への</u> <u>従事等をする</u>場合には、教育長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(教育に関する兼職等)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項に定める<u>営利企業等に</u> <u>従事する</u>場合には、教育長の許可を受けなければならない。</p>



議案第 36 号

通学区域の一部変更について  
通学区域を別紙のとおり一部変更する。

平成 28 年 4 月 27 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大 庭 文 武

理 由

田代小学校及び田代中学校が閉校することに伴い、島守小学校及び島守中学校の通学区域の一部を変更するためのものである。

## 通学区域の一部変更について

現行の島守小学校及び島守中学校の通学区域に、平成 29 年 4 月 1 日から「上番屋、下番屋、相野、古里」を追加する。

### [参考] 通学区域

学校名	通学区域（町内名）	
島守小学校 島守中学校	変更前 (現行)	巻、沢代、石橋、沢田、旦平、十文字、築畑、日ノ戸瀬、砂籠、坂本、馬場、長瀬、江花沢、上門前、下門前、高山、上荒谷、下荒谷、不習、相畑、下頃巻沢、上頃巻沢
	変更後	巻、沢代、石橋、沢田、旦平、十文字、築畑、日ノ戸瀬、砂籠、坂本、馬場、長瀬、江花沢、上門前、下門前、高山、上荒谷、下荒谷、不習、相畑、下頃巻沢、上頃巻沢、 <u>上番屋</u> 、 <u>下番屋</u> 、 <u>相野</u> 、 <u>古里</u>